

北塩原村空き家等解体撤去補助金交付要綱

(目的)

第1条 地域の良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保するため、自ら空き家等の解体及び撤去を実施する場合に、空き家等の所有者等に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則(昭和62年北塩原村規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の名称)

第2条 前条に定める補助金は、北塩原村空き家等解体撤去補助金(以下「補助金」という。)という。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号(以下、「法」という。))第2条第1項に規定された村内に存する「空家等」とする。

(2) 解体撤去 空き家等の解体及び解体によって発生した廃棄物を適正に処分し、当該敷地を更地にするをいう。

(補助対象空き家等)

第4条 この要綱の対象となる空き家等(以下「補助対象空き家等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ村長が認めたものとする。

(1) 倒壊のおそれのあるもの

(2) 著しく景観を損ねるもの

(3) 利活用の見込みのないもの

2 前項各号の補助対象空き家等は専用住宅に限るものとし、併用住宅の場合は、居住部分を対象とする。ただし、同一敷地内の附属建物も一体的に解体撤去する場合は、その費用を合算して補助対象経

費として認める。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空き家等の解体撤去のための工事(以下「解体撤去工事」という。)を実施する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に記載されている者
- (2) 前号に規定する者の法定相続人
- (3) 前2号に掲げる者のほか、空き家等を管理するに相当すると村長が認める者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金交付申請時において、補助対象者及び同居の親族が税等を滞納していないこと。ただし、滞納整理計画等に基づきこれを着実に履行している場合はこの限りではない。
- (2) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者からの同意を得ていること。
- (3) 暴力団員(北塩原村暴力団排除条例(平成23年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は社会的非難関係者(暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。)第4条に規定する者をいう。)でないこと。

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家等の全部を解体撤去する工事
- (2) 他の補助制度等により補助金の交付を受けない解体撤去工事
- (3) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 解体撤去工事の工事費

(2) 解体撤去工事により生じた廃棄物等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃棄物等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、解体撤去工事等に係る諸経費(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第9条 交付申請をしようとする補助対象者(以下「補助申請者」という。)は、補助対象工事の実施前に北塩原村空き家等解体撤去補助金申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 本人を証明できる書類(例:免許証、マイナンバーカード等)

(2) 登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税納税通知書等)

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 詳細な工事見積書(解体撤去する面積も記載すること。)

(6) 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号)

(7) 紛争等に関する誓約書(様式第3号)

(8) 村税に未納がないことの証明に関する同意書(別添1)(ただし、他市町村の場合は、納税証明書)

(9) 委任状(補助申請者が本補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合)

(10) 補助金振込先の通帳の写し

(11) 前各号に掲げるほか、村長が必要と認める書類
(交付決定)

第 10 条 村長は、交付申請が到達したときは、その内容を審査し、交付の可否を北塩原村空き家等解体撤去補助金交付決定(却下)通知書(様式第 4 号)により補助申請者に通知するものとする。
(申請内容の変更)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付申請の内容を変更しようとするときは、北塩原村空き家等解体撤去補助金変更承認申請書(様式第 5 号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。
(変更交付決定)

第 12 条 村長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、変更交付の可否を北塩原村空き家等解体撤去補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により補助申請者に通知するものとする。
(中止の承認)

第 13 条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに北塩原村空き家等解体撤去補助金中止承認申請書(様式第 7 号)を提出し、村長の承認を得なければならない。

2 村長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。
(実績報告書)

第 14 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、事業完了の日から 14 日を経過した日、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに北塩原村空き家等解体撤去補助金報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し及び請求明細

(2) 解体撤去工事完了後の写真

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付請求)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、北塩原村空き家等解体撤去補助金交付請求書(様式第 9 号)に村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(1) 申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 交付要件に違反したとき

(4) 第 14 条による実績報告がないとき

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、「北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日施行)」は廃止する。